

第百十三回国会

参議院内閣委員会会議録第十一号

昭和六十三年十二月六日(火曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 大城 眞順君
理事 板垣 正君
名尾 良孝君
永野 茂門君

委員 大島 友治君
大浜 方栄君
岡田 広君
亀長 友義君
古賀雷四郎君
松垣徳太郎君
野田 哲君
飯田 忠雄君
猪熊 重二君
吉川 春子君
柳澤 鍊造君

国務大臣 (国務大臣 高島 修君)

政府委員 (総務庁長官) 人事院事務総局 任用局長 森園 幸男君
総務庁長官官房 長 山田 馨司君
総務庁行政管理 局長 百崎 英君
総務庁行政管理 局行政情報シス テム参事官 重富吉之助君
総務庁統計局長 田中 宏樹君
防衛庁防衛局長 日吉 章君

事務局側

常任委員会専門 員 原 度君

説明員

法務省人権擁護 局調査課長 柏樹 修君
公安調査庁総務 部審理課長 櫻井 正史君

本日の会議に付した案件

○行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護の保護に関する法律案(第百十二回国会内閣提出、第百十三回国会衆議院送付)
○統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案(第百十二回国会内閣提出、第百十三回国会衆議院送付)

○委員長(大城眞順君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護の保護に関する法律案及び統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○猪熊重二君 個人情報保護法案につきまして質問させていただきますが、余りいろんなことはわかりませんので、条文自体について順次質問させていただきますかと思ひます。

まず、条文に従って一条から順番にお伺いしたいと思ひます。

第一条は個人情報保護法の目的が書いてあるわけですが、この法の目的として「個人の権利利益を保護することを目的とする。」という規定がございますが、ここに記載されている「個

人の権利利益」という言葉の具体的な中身はどのようなものを意味しているとお考えでしょうか。

○国務大臣(高島修君) 委員御承知のように、政府は、現在、相当量の個人に関するデータを電子計算機処理しておるところでございますが、これに対する保護規定というものが極めて不十分でございますので、この際きちんとした法を制定していただきます。この法律を提案したところでございます。ふうに考えてこの法律を提案したところでございます。まして、「個人の権利利益」ということの考え方の中では、いわゆる個人の秘密が公開されないこと、誤ったまたは不完全な情報によって自己に誤った判断がなされないこと、また本人が自分に関する情報の開示を求めることができることによりまして自己の情報を知らることができるといふようなことが含まれておるといふふうに考えております。

○猪熊重二君 そうすると、いわゆるプライバシー権というふうなものについて、具体的な中身についてはいろいろ見解がありますけれども、このプライバシー権を保護するといふふうなこと。特に私が伺いたいのは、「個人の権利利益」といふふうに「権利」と書き、「利益」と区別して書いてある、ここに何か特別に意味があるのかどうか。特に「利益」という言葉の中には、法的な権利にまで高められていないけれども何らかの社会生活上の利益というふうなものを含んでいる趣旨かどうか、その辺のことをお伺いしたいわけなんです。その辺どうでしょうか。

○国務大臣(高島修君) いわゆるプライバシーという概念につきましてはまだ確定した定義があるわけでもないと思ひますし、私どもがこの法案を御提案申し上げました当初におきましては、いわゆるプライバシー保護法として極めて不十分ではないかという多くの御批判があったわけござい

す。

この点につきましては、私どもあくまでも政府が持つております個人のデータについてこれを保護することが個人の利益につながるというふうなことを考えておるわけでありまして、プライバシー全体を保護するということではございませんが、政府が持つておりますものについてこれを保護することがプライバシー保護の一部になるといふふうに考えておるところでございます。そして、そのことが個人の利益につながるというふうに考えておるところでございます。

○猪熊重二君 それでは、第二条の二号についてお伺いいたします。

この二号だと「個人情報」ということは「生存する個人に関する情報」といふふうに限定してあります。これを生存する個人に限定した理由はどういうところにありましようか。

○政府委員(百崎英君) この法案におきましては個人情報の範囲から死者を除いているわけでございますけれども、その理由は、この法案を立案するに当たりましての背景といたしまして、大量の個人データが行政機関で処理されておる、そういったことに伴ひまして個人が抱く不安感といひます。あるいは電算処理によつて本人が受ける権利利益の侵害のおそれ、そういったことに対応することを目的としてこの法律をつくつたわけでございますので、そういう意味で生存している自然人に一応限つたわけでございます。

○猪熊重二君 そうすると、生存する個人の個人情報があるけれども、その個人が死亡した場合にその個人情報はどういうふうな処理になるわけですか。

○政府委員(百崎英君) 本人が亡くなった場合における本人に関する情報は、それぞれの個人情報ファイルの保有目的に照らしまして不必要に

なった場合には適宜焼却等の処分が行われるというふうな考慮を要する。

○猪熊重二君 そうすると、その処分自体が保有する機関の判断に任されている。こういうことになる。死者の相続人の立場としては、やはり被相続人について行政機関がどのような情報を保持しているか、あるいはそれが特に間違っているような場合それを訂正しておくことが被相続人に対する自分の自身の考えだというふうな意味合いにおいて相続人の立場においても被相続人すなわち死者の個人情報について保護する、あるいはそれに対する開示請求なり種々の権利を認めるといふような意義というものはあるんじゃないでしょうか。

○政府委員(百嶋英君) いわゆる被相続人との関係におきましてその相続人がデータ上明確になるというような場合には当然その相続人自身がいわば本人として保護される、そういうことになるかと思ひます。

○猪熊重二君 待つて下さい。そうすると、今おっしゃったのは、はっきり申し上げるとおやじが死んだ、自分のおやじさんのことが個人情報としてある、息子が息子の立場でおやじのその情報について開示請求なり訂正の申し出ができるということですか。

○政府委員(百嶋英君) 相続人が被相続人に関して開示請求をするというようなことは、この法律では考えておりません。

○猪熊重二君 そうすると、先ほどあなたが説明したのはどういうことなんです、もう一度説明してください。もう少し大きな声で説明してもらわないとよくわかりません。

○政府委員(百嶋英君) この法律では、相続人が被相続人との関係でデータ上容易に識別ができる、容易にほかの情報と照合ができる、そういう場合には相続人みずからの権利として開示請求をする、そういうようなことができるというふうな考慮を要する。

○猪熊重二君 どうもはつきりよくわかりません

けれども、次に進みます。

同じ二号の中で「法人その他の団体の役員に関する情報を除く。」というふうな書いてあります。が、この「法人その他の団体の役員に関する情報」が個人情報も含むとすれば、この役員に関する個人情報は除外されるのかどうか。除外されるとすればその理由はどこにあるのか、お伺いします。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げます。

「法人その他の団体の役員に関する情報」の中には役員の名氏とか事務所等の個人に関する情報であつて特定の個人を識別できるものというものを含む場合がございまして、しかしながら、法人等の役員につきましては、法人等の行為を代表して行う法人の機関そのものというふうな理解されるところから、例えて申しますと有価証券報告書の場合でございまして、役員の名氏、職名、生年月日、住所、略歴、所有株式数などが有価証券報告書に記載されておるわけでございまして、それは法人等についての情報の一部と考えられるべきものであるというふうな考えまして本法の適用対象外としたものでございまして、

○猪熊重二君 それでは、第三条についてお伺いいたします。

第三条においては統計法に基づく個人情報除外する、こういう規定になっております。この場合、個人情報であるにもかかわらず除外するとすれば、どういう理由で除外するのでしょうか。

○政府委員(百嶋英君) 統計調査によつて集められた個人情報、この法案の対象から外した理由でございまして、この法案が、個人が識別され、その個人に着目した使用が行われる可能性がある個人情報に着眼して、統計調査によつて集められた個人情報、統計を作成するために集計処理され、個人が識別されない形で使用されるという性質のものでございまして、そういった意味で収集されました個人情報の取り扱いが基本的に違

うという点が一つの理由になっておるわけでございまして。

それからもう一つ、統計調査につきましては、国民との信頼関係を維持して正確な申告を得るといふことを通じてその統計の真実性を確保するといふことのために統計法におきまして既に機密保護等の仕組みが設けられておるわけでございまして、したがって、統計分野における個人情報保護は統計法の体系の中で保護することが適当であらうというふうな考慮を要する。この法案から除外したわけでございます。

○猪熊重二君 統計法に基づく個人情報統計的な数値的な処理のための資料である、これは私もわかるんです。

だけれども、同時にそれが個人に関する情報であつたとすれば、統計的処理が終わつた後においてはその個人情報の個人性というかそういうものが廃棄されるのならばそれは他の行政機関が保有している個人情報と全く質は異なる。ですから、統計処理でも終つた後は、要するに個人というものが判明するような部分が消去されるというか除去されるというか、そんな方法で処置することが決まつているのなら別ですが、そうでなければ他の個人情報と全く同じじゃないかというところ。そして統計法によつて機密が保持されているからいいんだということになるとこの個人情報保護法は、機密が保持されるからされないから問題じゃなくて、自己の個人情報に関する開示請求なり訂正請求というところにアクセントがあると思ふんです。

ですから、行政機関が機密保持することが法的に統計法によつてできているからその辺は心配ないんだというふうなことは、これを除外する理由にならないと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(田中宏樹君) 統計局で実施しております国勢調査を例にとりますと、国勢調査の調査票は国勢調査施行規則によりまして三年間保存することという規定にされております。その間は統計局の統計センターにおいて厳重に保管されてお

りまして、保存期間が終了した調査票は直ちに溶解処分をすることになっております。

なお、国勢調査を集計するために調査票の内容を記録した磁気テープを作成することになっておりますが、磁気テープには個人の氏名は入力されません。また、磁気テープそのものも厳重に保管しているところでございまして。

それから、もう一点の開示請求の点でございまして、開示請求といふのは、一度集めた情報がある場合には、正確を期すために間違つた情報は直さなきゃいかぬのではないかと、趣旨だと思ひますが、統計はある一定の調査時点の国全体の姿、現状を把握するという意味でございまして、その後の変更等につきましては、いわゆる統計では直ちに必要でないと申すわけがございまして、変でございまして、その時点その時点、調査時点での現状を把握するという意味では、そのとき正確であれば私どもの必要とする情報は得られた、こういうふうな理解いたします。

○猪熊重二君 わかりました。

それでは、次に四条一項についてお伺いします。

四条一項は個人情報ファイルを保有することに関する規定ですが、その保有することの意義内容として「個人情報ファイルを作成し、又は取得し、及び維持管理すること」を言う、こういうふうな規定されております。この中で私が伺いたいの

は、この「取得」というのはどういうことなんだらうか、よそから取得するということだとそのよそというのはどのようなものが考えられているのだらうか、お伺いします。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げます。

個人情報ファイルの取得といふのは、個人情報

情報が体系的に構成された集合物として記録

されております磁気テープ等を入手することを言

うことと理解しております。

います。また、電算機等を接続しまして伝送して入手する場合もこれに含まれます。

それから、入手する場合でございませうけれども、その入手は、その方法を問わずに市販されているデータベースを購入する場合とか他の者が作成した個人情報ファイルを買入れる場合もこの取得に入ります。

それから、取得の相手方についてお尋ねでございましたけれども、取得の相手方につきましては、私も他の行政機関というのとはもちろんございませうが、特殊法人とか地方公共団体、公益法人のほかに民間企業や外国政府からも取得する場合があるというふうに考えております。

○猪熊重二君 この四条は、今申し上げたように、保有することに関する規定で、その保有についての法律上の歯どめ、限定をしているわけですね。

他から、第三者から取得する場合には、この四条一項で定められているような保有に関する限定というものは同じようにかかってくるわけですね。

○政府委員(重富吉之助君) 取得の相手方の保有の状態でございますけれども、取得の相手方がそのファイルに保有している段階ではその相手方が行政機関でなければ本法の対象にはなりません。そのように考えております。

○猪熊重二君 そうすると、取得するまでの手続において、例えば先ほどの話だと民間会社からであれどこからであれ入手する、こういうことになつてくると、入手における適法性とかその資料の正当性、正確性とかその辺のところは全く考慮されてないということになつてくると、今町にはらんしているいいかげんな個人情報というものを買い込んだ場合には、行政機関が保有するということによつて何がしの権威づけみたいなものがあるけれどもとをただして見たら民間金融機関がいいかげんにつくった資料だったというふうなこともあり得るわけであつて、その辺について何らかの歯どめというか入手先の資料収集に

ついでの適法性、正当性というふうなものについての配慮はどこでどういうふうにできるんですか。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げます。

ただいま先生の御質問のことについては、本法では第五条で個人情報の安全確保、正確性の確保等の規定をいたしております。特に、正確性の規定につきましては、第五条二項で「個人情報ファイルに保有する行政機関の長は、ファイル保有目的に必要な範囲内で、処理情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。」としておりまして、その入手する段階でその情報などの程度正確なものであるかということとを判断いたしまして、正確なものでなければそれは永続的な形で個人情報ファイルとして保有しておくというふうな形の個人情報ファイルの中には入れません。そういう行政機関が持っているファイルに入る、保有ファイルとするところとでその正確性をチェックする、そのことによつて正確性が担保される、このように私どもは考えております。

○猪熊重二君 それでは、資料の収集の適法性というふうなことにしましては、この後また引き続いてお伺いしたいと思つたのでこの四条一項の括弧内に関する問題については終わりにしておきまして、やはり同じ一項で保有するための要件の一つとして「法律の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、」保有することができ、こういうふうな規定になつておるわけですね。

この「法律の定める所掌事務」というのはどういうことを意味しているんでしょうか。

○政府委員(百崎英君) この「法律の定める所掌事務」とは、通常各官庁の設置法に定められている所掌事務を指しているわけですが、そのほかに、例えば公正取引委員会でありまして、いわゆる独禁法あるいは警察法の所掌事務でございましてと警察法といった個別の行政作用法に定められているという場合もございませうが、いずれにいた

しましてもそういう法律によりまして当該行政機関の所掌に属せられた事務を言つております。

○猪熊重二君 国家行政組織法あるいは各省設置法で行政所掌事務が分属されておりますね、これは私どもわかるんです。

しかし、その所掌事務という規定は各省庁の所掌事務の範囲を定めたものであつて、その所掌事務を具体的に遂行するに当たつては別に法規が必要だろうと私は思ふんですが、その辺については、長官、どのようにお考えですか。

○政府委員(百崎英君) 先生おっしゃいますように、例えば行政機関が国民の権利を制限したりあるいは国民に対して義務を課したりする、そういったような場合には個別の実体法の根拠を必要とするということが確かに通例であると思ひますけれども、ただ、行政機関が所掌事務を遂行する場合にすべて個別の具体的な法律が必要であるというふうには私どもも考えておりません。それは、今申し上げましたように国民の権利を制限するということと逆に、例えば国民の権利といふことが利益を助長するとかあるいはいろいろなことを奨励するとかいろいろな行政の対応といふのがあつてございまして、そういった場合すべてについて法律の根拠を必要とするというふうなことになると思います。場合によつては行政目的の達成に支障を生ずるおそれがあるというふうなことも考えられるわけですね。

特に最近のように時代の変遷が非常に激しいときには次から次といふような分野で新しい問題が出てくる、そういった場合にいろいろな対応を行政機関が迫られておるわけですね。そういう新しい事態に対していろいろな新しい施策を講ずるとかあるいは対策を講ずるといふような場合には、場合によつては国民の権利義務に直接関係しないような分野であります。個別の法律を必要とせずに設置法等に定める所掌事務を遂行するといふことが十分あり得るというふうな考えております。

○猪熊重二君 今おっしゃったことは私もわから

ないじゃないんですけれども、「法律の定める所掌事務を遂行するため必要」ということを今のようにお考えになると、これはほとんど限定がないのと同じことになつてしまふんです。要するに、法律が各省庁の所掌事務を定めているということでは行政の各省庁への分配規定にすぎないんであつて、抽象的な権限としてはあるけれども具体的にその所掌事務をどのように執行するかということにしましては具体的な法の定立がなくては勝手にやられたらどうしようもない。今おっしゃつたように、そうかといつて現在においては具体的法の定立がなくとも、法の定立のための資料収集というふうな側面においても行政において確かに各種の資料収集が必要だ、これはわかるんです。

しかし、それは個人情報である必要はないんです。統計処理的な、例えば病人がいっぱいいてどこの病院もいっぱいだ、だからもう少し公立病院をふやさないといけない、どうだこうだというふうな場合だったら太郎さん花子さんは必要ないんです。個人情報といふことは関係ないわけなんです。そういうふうな問題なら別だけれども、そうでなくてやはり個人情報という限りにおいては法の具体的な定立がなければならぬと思ひますが、この辺も少し誤るとこの法律に書いてある限定が全く無意味になるんです。

その辺いかがでしょう。

○政府委員(百崎英君) 今の御指摘でございませうけれども、設置法に定めております所掌事務といふものはいわば各省庁の権限と裏腹の関係にあるというふうには私どもも考えておまして、単に内閣に属せられた行政権を分配している、そういうことだけの規定ではなくてやはり各省庁が権限を行使する場合のいわば権限行使の限界を定めているものだというふうには私どもも考えております。権限の強さ等々は、場合によつては、特に国民の権利義務に関係のあるような場合には、強弱といひますか、どこまで権限が行使できるかといふたそういういわば動態的な権限の規定をいろいろ実体法に書くわけですね。そういうけれども、そういう

規定がないからといって所掌事務の遂行ができないというようなふうには私も考えておりません。

特に、今先生御自身もおっしゃいましたように、情報、資料の収集という点に関しましては、個人情報の場合には制限されるとかあるいはそうでない場合には所掌事務の定める範囲内でできるというふうな区分けをするということ、これは実際上非常に難しいんではないかと思ひますし、そういうことを今の設置法に規定されております情報収集の規定は予想しているといひますか、必ずしもそういうことを前提にして考えておるものではないというふうにも私も考えております。

○猪熊重二君 では、長官にお伺いしますが、行政機関が個人情報を収集することができるといふその行政機関の個人情報収集の権利というものはどこから出てくるんでしょうか。

○政府委員(百崎英君) 今の我が国の法律、制度を見てみますと、行政機関の情報収集の権限につきましては、一般的にはやはり各省庁の設置法の中のこれこれの所掌事務に関して情報、資料を収集することができると、そういった規定を根拠にしているものと考えております。

そのほか、これは正面から情報収集というふうなことではございませんけれども、例えば許可可等の制度に関連いたしましてそういった許可可を受ける場合には申請をする、それも考えようによつてはやはり情報、資料の収集の一環であるのかなというふうには考えておりますけれども、いづれにいたしましても個別の実体法で行政機関の情報収集の根拠を具体的に定めている、いわば正面から取り上げて定めているというふうな法律というものはそれほどないんではないかというふうなことを考えております。

○猪熊重二君 私が申し上げているのは、あるいは私が伺いたいのは、各法律を執行するに際して執行に必要な限度で情報収集するということ、その法律にこの法を執行するために個人的情

報を収集することができると書いてあるうとなかろうと、行政機関が法を執行するために必要不可欠な範囲において情報を収集するということ、それは法律に内在している行政権の権限だろと思うんです。ところが、先ほどのお話のように、各省設置法に基づいて分掌された所掌事務を遂行するという名目さえあれば何でも個人情報を集めることができるんだというふうな観点に立つとすれば、逆に私はそういうふうな個人情報を行行政機関が収集する権限はどこから出てくるんですかというところをお伺いしているわけなんです。先ほどの許可可の問題なんかはこの情報収集権とは無関係だと私は思ひます。

私が言いたいのは、要するに、個人情報収集する権利の根拠は行政権がどこから出てきているかということが根本なんだと思うんです。憲法前文にあるように、国政はそもそも主権を有する国民の信託に基づくものなんです。国民から頼まれて行政を執行しているだけなんです。その国民から頼まれてもせぬのに国民のことをあれこれあげつらうような情報を持つてくること、どうしてできるんだというところについてお伺いしているわけなんです。どうですか。

○政府委員(百崎英君) 行政それ自体もまさに国民の公共の福祉のために行っている、そういうこととでございまして、片や国民個人に着目して何かの行政を行うというふうなことではなくて、やはり行政それ自体が国民の負託を受けて公益目的のために行われる、そういうふうにも私は考えているところとでございまして。

○猪熊重二君 それじゃあなたがおっしゃるのは、結局行政は国民から負託を受けているんだ、だから白紙委任だということと同じなんです。

白紙委任されているわけじゃないんです。同じ憲法で十三条には「すべて国民は、個人として尊重される。」幸福追求に対する国民の権利については、「国政の上で、最大の尊重を必要とする。」、こう規定されているんです。国民は、行政を執行するための法の定立によつて限定される限度にお

いては個人情報収集されることもやむを得ないかもしれないけれども、そういうことは無関係に行政機関に白紙委任して個人情報を集めてもらつて結構ですよ、それが間違っているか間違っていないかいろいろ場合もあるけれども結構でございいます。そんなふうな白紙委任をしているはずはないんです。要するに、行政というものは、立法権も同じですけども、国民の信託に基づいて頼まれてやっているだけのことなんです。頼んだ人が承知もせぬのに頼んだ人のことをあれこれあげつらう権限というものは直ちに不都合なことは私には思ひます。

これは見解の相違ですからやめておきますけれども、しかしこういう考え方をとるかそれとも行政は万能だという考え方をとるか、これがこの個人情報保護法を制定し運用する上において根本的な問題なんです。

長官の御見解をお伺いしたい。

○国務大臣(高橋修君) 私どもも行政が万能であるなどとは全く考えておりません。したがいまし「法律の定める所掌事務を遂行するため必要の場合に限り」と書いております。気持ちは、あくまでも行政機関がその所掌事務に關しない勝手な情報を勝手に集めていいなどというふうな考えであるものでない、できるだけ限定的に解釈すべきものであるという考え方に基づいてこの法の条文を書いておるつもりであります。

ただ、局長が御答弁申し上げましたのは、国民のためになるようないろいろな今後の施策等の参考にするために情報を集めることもあり得べしというのを申し上げたところでありまして、基本的には私もいたしましてはただいま委員がお述べになったと同じような気持ちでこの法を運用していきたいものだというふうなことを考えております。

○猪熊重二君 次に、第四条二項についてお伺いします。

この条文が非常に難しいので私には理解できないので、意味を教えてください。「個人情報

ファイル保有する目的を達成するため必要な限度を超えないものでなければならぬ。」、このように書いてあります。

この法の言葉と保有する目的を達成するため必要な限度を超えてはならないという日本語とはどこがどういうふうな違ひですか、教えてください。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げます。

必要な限度を超えてはならないというのとどこがどう違ふんだというところでございますが、意味は先生のおっしゃったような表現と実質的には全く同じでございます。

ただ、なぜこのように表現をしたかということについて御説明をさせていただきますと、この「必要な限度を超えないものでなければならぬ。」というものの主語でございまして、これは「項目の範囲」それから「個人の範囲」というのが主語でございまして、私どもも立法する過程で法制局等ともいろいろ議論をしたわけでございますけれども、この「項目の範囲」、「個人の範囲」というのはあくまでも動作をあらわすものでなくて量的なものをあらわす名詞である、そういうことからいいますと、「範囲」というものを主語にしますとその後の方の述語は「必要な限度を超えない範囲のもの」という結び方にした方が文章表現としては適正である、そういうふうな結論に達しましてこのような表現にしたわけでございまして。

例えて申しますと、じゃどんな法律にそういう例があるのかという御疑問、御疑念がわくと思ひますのでちょっと例を一つ二つ紹介させていただきますと、例えば小売商業調整特別措置法というのがございまして、その十六条の三の二項で調整勧告のことに書いてあります。「前項の規定による勧告の内容は、前条第一項に規定する事態の発生を回避するために必要な限度を超えないものであり、かつ、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないものでなければ

録範囲というものを総務庁でチェックいたしまして、不必要なファイルは各行政機関が持たないようにする、そういうねらいで事前通知の制度を設けているところでございます。

○猪熊重二君 要するに、私が申し上げたいのは、先ほどから何度か申し上げておりますように、各行政機関が個人情報保有するのは国民の信託によるだけのことなんだという前提に立つんです。要するに、国民が基盤なんです。そうすると各行政機関が持っている個人情報の中でタイトルだけ、主題だけを個人情報ファイルの事前通知において報告するぐらいのことを総務庁長官になぜできないのか。要するに、総務庁長官に知らせないという事は、国民に事前通知しないということなんです。国民に事前通知もしないような個人情報なぞ保有するのか。しかも、個々の内容についてならともかく、さっきから何度も申し上げますようにタイトルだけなんです。タイトルだけはこういうものを持っているというところを各行政機関が総務庁長官に通知するのは当然のことです。総務庁長官が知らないで、ということとは国民が知らないで、なぜ行政機関が個人情報ファイルを保保有するんだということなんです。

ただ、これはお互いに言っている、けんかめたいになって言うだけのお互い言い合っているだけだから質問でないかもしれませんのでやめまして、この二項の除外事由に該当するかせぬかというところについての判断はだれがするんだということをお伺いします。

○政府委員(百崎英吾) 基本的には各行政機関の長が判断をするわけでございます。

○猪熊重二君 そうすると、事前通知しろというふうに一項で書いておいても、二項でこういう場合は事前通知しなくていいよというこの場合の判断を各行政機関の長の判断に任せるということになったら、総務庁長官としては先様がこれは二項の該当事由なんだと判断して何も言っていないければ何にもわかんないんじゃないですか。これで各行政機関の個人情報保有の妥当性だと

か正確性だとかそんなことがどうしてわかるんですか。

○国務大臣(高島修吾) 政府は誠実にその職務を執行しなければならぬことは当然でありますので、各行政機関の長はこういう法律を定めただけでその法律の趣旨に従って誠実にそれに該当するかどうかの判断をされた場合に当然総務庁に通知されるべきものというふうな考え方をしております。さらに、適切に行われているかどうかということについての担保といたしましては、総務庁には行政監察権限というものもあるわけでございます。しかも、新しい制度が施行されました場合には、その制度を実施した上において妥当に実施されているかどうかにつきまして適当な時期に行政監察も必ず実施するということになっておるわけであります。

そうした機会にももし不適切なものがあればこれは総務庁において意見を申し述べるといような制度にもなっておるわけでありますので、したがって適切な運用を確保していくように努力をしております。

○猪熊重二君 それは長官がおっしゃることも私はわからないじゃない。

私は行政機関を何か敵のように言う、長官は行政機関は法に従って正しく常に執行すると。お互いにそれは基本的立場が違うからそうなのかもしれないけれども、ただ一般の行政監察の中に埋没させてしまふんじゃないかと、私が申し上げたいのは、この除外事由に該当するしないの判断もその当該行政機関の長に任せるといふことになってしまふと総務庁長官には何の通知もないわけなんです。こういうのはあるけれども除外事由に該当するから通知しませんというところからわからないんだから、もうゼロもゼロ、全くゼロなんです。こういう状況をなくすことを考えるべきなんであって、一般行政監察でしっかり頑張りますなという一般の行政監察の中に埋没させていくべき問題じゃないかと私は考えます。それから、次に七条、八条に関連してお伺いし

ますが、これはちよつとごちよちよしておりますのでいきなり御理解いただけるかどうかかわかりませんが、総務庁長官に各保有行政機関から個人情報事前通知がなされ、それを総務庁長官が公示される。しかし、その公示される中で、さらに七条二項、三項に該当する部分については総務庁長官は公示しないということになっております。おわかりでしょうか。

それで、私が伺いたいのは、各保有行政機関から総務庁長官に通知したにもかかわらず総務庁長官が公示しない個人情報部分があるということの合理性についてお伺いしたいんです。

まず、総務庁長官のところまで通知はあつたけれども総務庁長官のところまでストップして国民に公示されない部分の個人情報ファイルがあるということとはありますかね。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げます。

そのとおりでございます。

○猪熊重二君 そうすると、各行政機関の各保有機関は何のために総務庁長官に保有に関する通知をするんですか。

国民に対して公示もしない、それにもかかわらず総務庁長官にだけ通知する。要するに、総務庁長官のところへ一〇〇の個人情報に関する通知があつたけれども、総務庁長官はそのうちの八〇、七〇だけ国民に公示して残った二〇、三〇については総務庁長官のところまでストップということの理由はどこにあるんですか。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げます。

先ほど長官から御答弁申し上げましたように、各省庁の行政が法適合性をもって執行されているか、斉一性、統一性をもって適正に執行されているか、そういうふうな観点からできる限り事前通知をしていただく、こういう考え方は先生もお認めいただけたと思います。そういうふうにして通知したもので、租税に関するものと犯罪の予防に関する事務とか出入国の管理、難民の認

定、ビザ等に関する事務等につきましては、ファイルにどのような項目があるかということとを全部国民に知らせますと、例えば租税に関してこういうことを調査しているということがわかりますと国民が租税を忌避するためにその項目のところに注目する、それから、犯罪の口口とかなんとかというふうなものやどんな項目どんな事項で警察庁が把握しているかというふうなことを知りますとそれが犯罪の予防とか租税の徴収等の妨げになる場合があり得る、そういう場合は行政の遂行を著しく阻害するおそれがあるということで公示しないことがあり得る、こういうことでございます。

○猪熊重二君 要するに、そういうふうな各保有機関から総務庁長官に通知されたにもかかわらずそこでストップして国民に公示されないような仕組みがあるということ自体において、この個人情報保護法が国民の知る権利のための法律ということよりは行政機関の便宜のための法律と言わざるを得ないということになると思ひます。

それで、あといろいろ伺いたいんですが、途中の条文は時間の関係で省略しまして、まず、十三条についてお伺いします。

十三条は、処理情報の開示、要するに開示請求に関する規定ですけれども、その中に「開示を請求することができ」というその「開示」の意味内容として「処理情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む」ということになっておられます。要するに、開示請求したときにそういう請求された処理情報が存在しないよということを知らせることもその開示請求の一つの類型だと、こういうふうな規定しているわけなんです。で、この「処理情報が存在しないとき」ということの意味内容を御説明いただきたい。

○政府委員(重富吉之助君) お答えを申し上げます。

第十三条第一項にございます開示の括弧書きの「処理情報が存在しないとき」といいますのは、開示請求人に関する個人情報が開示請求の対象と

される個人情報ファイルに含まれない場合でござい
ます。

○猪熊重二君 要するに、特定の個人が請求した
ら、あなたの分はないよというのがこのことだと
ころおっしゃるんですが、そうすると、先ほどお
伺いした六条二項の事前通知の適用除外に該当す
るために通知されていないというふうな場合ある
いは七条によって掲載しないこととされているよ
うな場合、そういうふうな場合はここに言う「処
理情報が存在しないとき」というのは当たらない
わけですか。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げま
す。
開示請求の対象というのはあくまでも公示され
たファイルに限定して考えておりますので、事前
通知除外のファイルそれから公示除外のファイ
ル、そういうものがあるかないかということとはこ
の規定の対象にはなっておりません。

○猪熊重二君 十四条についてお伺いします。
十四条は処理情報の不開示の規定ですが、先ほ
どおっしゃられた、私も先ほど質問しましたが、
総務庁長官に対して事前通知をしていない情報
ファイルについての開示請求があった場合、これ
はどういう対応になるのか。

二番目に、七条三項によって掲載しないことと
された情報あるいは七条二項によって記載されな
いこととされた情報についての開示請求の場合
はどのように行政長としては対応するのか、いかが
です。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げま
す。

いずれも開示の対象になりませんから、それに
ついては行政機関は答えることはできない、答え
られないと思います。

○猪熊重二君 答えられないというのは、じゃそ
ういう請求があったときに、答えられないという
答えをするんですか。

私が聞きたいのは、そういう開示請求があった
場合に、それに対してどういうふうに行行政長が対

応するのか、その対応した対応に対して国民は司
法審査を求めることができるのかできないのか、
それを聞きたいんです。

だから、答えられないというふうな答えじゃな
くて、行政長としてどのような行政処分をされる
んですかというのを伺っているんです。

○政府委員(百崎英君) 開示請求の対象外とい
いますか、公示除外のファイルとか事前通知の除外
ファイルとかそういうものについて開示請求が
行われた場合には、これはもともと開示請求の対
象になっておりませんので、その請求自体法律上
の効果は生じないというふうな考え方をしております。
したがって、それに対して行政処分というよ
うなことが行われるわけはございませんで、何と
いいますか、いわば法律上不能を求めているとい
うようなケースに該当するのではないかとこの
うに考えております。

○猪熊重二君 そこで、先ほどの「処理情報が存
在しないときにその旨を知らせることを含む」と
いうこととの兼ね合いが出てくるんです。
確かに「処理情報が存在しないときにその旨を
知らせることを含む」というのは、あなたに關す
るものではないよというのそれはそれでいいん
です。しかし、そのほかにも今のような場合にもそ
ういう情報はないよという処分をすれば、その処分
の当否、さらにさかのぼっては事前通知しないこ
との当否、事前通知という大枠を広げることに憲
法的判断からする妥当性、不掲載あるいは不記載
の合理性、妥当性、合法性というものが裁判所の
審判の対象になるわけなんです。だから、今あな
たがおっしゃったようなことだと、事前通知しな
かったり不掲載の個人情報というの最初から最
後まで闇の中で消えていく。こういうふうなこと
についてはもう少し国民の知る権利という立場か
らいろいろ検討されるべきだと思うし、私は今局
長がおっしゃったようなことだけで済むかどうか
についてはまたいろいろ検討したいと思ひます。
もう時間ありませんので、最後にもう一つだ
けお伺いして終わりにせざるを得ません。

○猪熊重二君 以上です。

この法案を見ると、先ほどから長官がおつ
しゃっているように、要するに行政機関に対する
全面的信頼だけで買われているんです。そして罰
則的なものは、だまかして個人情報を得たやつは
十万円以下の過料という制裁規定が一つあるだけ
なんです。しかし、だまかして個人情報を得たの
が十万円以下の過料に処するのが相当だとすれ
ば、個人の尊厳、個人のプライバシー保護の観点
からした場合に、行政機関の違法な情報収集だと
あるいはするべき事前通知を除外規定に該当す
るなんて仮にうそを言つて通知せぬ行政機関の長
だとか、あるいは個人情報保護法な手段、方法に
よつて第三者に提供したとか、あるいは国民の開
示請求あるいは訂正申請に対する違法な不開示決
定とか、こういうふうな行政機関の違法、不当な
処置に対する処罰規定というものが全く何もし
ない。これで長官のように、行政機関はうそはや
らぬよ、違法はやらぬよということだけで済むの
か。この辺、全然その処罰規定がないとい
うことの理由についてお伺いして私の質問を終
わります。

○国務大臣(高島修君) 公務員は法令に基づいて
誠実にその職務を執行しなければならぬという
法令の遵守義務があるわけでありまして、した
がいては法令に違反をして情報を収集し、かつ
またその情報があることを当然通知しなければ
ならないものを秘匿をするというふうなことは
あってはならないことでありまして、それはそれ
なりに責任を負うべきものであるというふうに考
えているところであります。

なおまた、いわゆる公示をしないファイルにつ
きましては、先ほどお答えしているところでご
ざいます。これは開示請求がありまして受けて
付けないというふうなことになるかと思ひます。受け
付けないものにつつきまして、それをまたさらにあ
るはずだから開示をしろというふうな請求をなさ
るとすればそれは別個の行政裁判にかかるべきも
のであるというふうに考えます。

どうもありがとうございます。

○吉川春子君 最初に、公安調査庁にお伺いた
いと思ひます。
前回の当委員会でも取り上げられましたけれど
も、日本共産党本部が公安調査庁職員によつて長
期にわたってビデオカメラ等で盗み撮りされて
いた事件について伺ひます。
まず、ビデオカメラが二台、ステールカメラが
二台、幅数メートルの公道を隔てた日本共産党正
面玄関の真ん前にある北参道ダイヤモンドパレス
二〇五号室に設置されていたが、これは間違
いないですか。

○説明員(櫻井正史君) ただいま御質問のよう
なビデオカメラ、テレビあるいはカメラが設置さ
れていたことはそのとおりでございます。

○吉川春子君 そして、そのビデオカメラは一台
は我が党の本部、もう一台は代々木駅方面に向け
られていた、こういうことも事実ですか。

○説明員(櫻井正史君) 一台につきましては日本
共産党本部の方を向いていたことはそのとおりで
ございます。もう一台につきましては代々木駅方面
という言い方が正確かどうかはやや問題なとし
ませんが、ややそちらの方向に向いていたとい
う意味ではそのとおりでございます。

○吉川春子君 ややそちらの方向に向いていたと
いうことはすべての通行人がそのカメラに映し出
されていた、こういうことになりますか。

○説明員(櫻井正史君) 映し出されていたとい
う意味についてはどのように理解するかいろいろ理
解の仕方はあると思ひますが、レンズを通して見る
ことはできるという意味であればそのとおりで
ございます。

○吉川春子君 それが映し出されたというふう
に日本語では言うんじやないんですか。

そうしますと、魚をとるのに底びき網という方
法があるわけですが、これはもうプライバシーに対
する重大な侵害ではないですか。

これはある新聞の投書なんですけれども、次の

ような投書が載っています。

こんなことが法治国家において許されるはずがない。これらの行為が野放しにされるならば、国民はたえず権力の監視下におかれることになり、うっかりモノも言えなくなる。これでは戦前の暗黒時代に逆もどりで。

国民の自由と民主主義を守るためにも、ぜひ事件の真相と全容を明らかにしてほしい。それから、公安職員が逃亡する際、八十六歳のおばあさんを突きとばし、重傷をおわせたというが、この責任はどうするのか、納得のいく説明を望む。

三十七歳の会社員が投書をされております。

これは総務庁長官にお伺いいたしますが、こういうような事例は国家権力によるプライバシーの侵害じゃないか、コンピューターで処理されるのかどうかこれは今後の問題でわかりませんが、個人情報保護の観点から許しがたいことだと思っております。長官のお考えはいかがですか。

○国務大臣(高島修吉) 具体的な事件については、私、全くその実情を存じておりませんので、私から申し上げることは差し控えたいと存じますし、かつまたプライバシーの保護ということについては、本来、全体としては法務大臣が当然責任を持つてやらなければならないことだと思っております。で法務大臣にお聞きいただくことが適当だと思っておりますので、私から申し上げることはいいかかと思っておりますので御容赦いただきたいと思っております。

○吉川春子君 仮にも個人情報についてプライバシーの限定された一部を守るという法案を出している大臣がお答えになれない、逃げる答弁をされるということは、私は納得ができません。

それで法務省に伺いますが、法務省というのは人権の擁護を仕事としている役所なわけですから、こういう無差別に一般の通行人の肖像を国家権力が撮る、これは重大なプライバシーの侵害じゃないかと思うんですけれども、法務省として

はお考えはいかがですか。

○説明員(柏樹修君) 私ども人権擁護機関といったしましては、人権問題として申告等がありました場合に、その申告等の内容が具体的にプライバシーを侵害するというような内容のものである場合に初めて人権侵害事件として調査をいたしまして、調査の結果、人権侵害の事実があるという場合にはいろいろの事案に応じた適切な処理をとるということでございますが、本件につきましては事実関係を新聞等の情報以外には承知いたしておりませんのでこの席で意見を述べるのは差し控えていただきたいと思います。

○吉川春子君 明白に人権侵害があったと思うんです。

例えば、肖像権というのは人格権の一つで、プライバシーの権利において肖像権が重要な分野であるということとは最高裁の大法院の判決、昭和四十四年十二月二十四日、でも確定しています。ここは要旨、次のとおり述べているんですね。憲法十三条は国民の私生活上の自由が警察権等の国家権力の行為に対しても保護されるべきことを規定しているものということができる。そして、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有するものというべきである。

仮に公共の福祉のための許容限度として本人の同意がなくても許される場合とは現に犯罪が行なわれもしくは行なわれたのち間がないと認められる場合であつて、しかも証拠保全の必要性および緊急性があり、かつその撮影が一般的に許容される限度をこえない相当な方法をもつて行なわれるときである。このように非常に厳しい限定を課しているわけなんです。

今回の公安調査庁のこういう行為がこの判例にも反しているということは明白なんです。法務省、これは申請があれば、人権侵害、プライバシーの侵害という立場で調査なさるといふ今の御答弁

だったんですか。

○説明員(柏樹修君) 先生御指摘の最高裁の判例等の趣旨も踏まえまして、申告等があればその申告等の内容を検討いたしまして、人権侵害の疑いがあるということであれば人権侵害事件として調査、処理をすると、そういうことになるかと思っております。

○吉川春子君 我が共産党と全く関係のない人でも党本部の前は公道ですから通るんですが、その人はすべて盗み撮りされていまして、これによつて隠し撮りされた人々の肖像権が侵害されているという事は明らかです。このような行政機関の不当な情報収集をさせないために、個人情報収集には目的を本人に告げて同意を得て直接収集することを義務づけるなど、そういう措置をとるように私は要求します。

この公安調査庁の盗み撮り事件を見れば行政機関による違法な情報収集に対する罰則が必要であるということもまた明白です。今回の個人情報保護法はこういう規定を欠くわけですから、プライバシーの保護どころかこうした違法な侵害を何ら罰せずに野放しになる、こういう結果になるんじゃないでしょうか。

さらに、破防法二十九条は警察庁、都道府県警察との情報交換を義務づけていますが、今回の法律により国の安全という名目で今後はほかの省庁の保有する情報でさえ自由に公安調査庁がアクセスできる、こういうことになりかねないと思っております。

これはプライバシーの侵害を放置するだけでなく国民のプライバシー権の侵害を一層行いやすくするものだというふうに私は考えますが、この点については総務庁はいかがですか。

○政府委員(百崎英君) この法律によりましては各省庁が自由にいろいろな情報を集めて保有できるというふうなことはなっておりますので、一つは、前からも議論がございするような所掌事務を遂行する上で必要な範囲でしかも特定された目的のもとに保有しているファイルに限られるとい

うことがございますし、また一方で、利用、提供の制限等の規定がございしますので、不必要な情報が各行政機関の間で流通するというようなことにはならないと思っております。

○吉川春子君 次に、人事院と防衛庁にお伺いいたします。

まず、人事院にお伺いいたしますけれども、十一月八日の衆議院の内閣委員会の質疑に対する答弁によれば、国家公務員の採用試験の人物試験において、個人のプライバシーに係る受験者の信条、支持政党または家庭の資産、出生等に関する事項については質問しないように指導しているという事ですが、その理由、法的根拠をお伺いします。

○政府委員(森園幸男君) 人物試験は採用試験の一種目でございますが、人物試験を公正的確に実施していくための一つの行政上の措置でございます。具体的法律その他の委任事項があるわけではございません。

○吉川春子君 国家公務員法二十七条の平等取扱の原則、これは憲法から来ている法律だと思っておりますけれども、すべて国民はこの法律の適用について平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分によつて差別されてはならない、こういう法律があるんですけれども、これに根拠があるというふうにも言えるんじゃないですか。

○政府委員(森園幸男君) 先ほどおっしゃられました質問事項の個々の要素の中には、憲法十四条を受けております御指摘の国家公務員法の平等取り扱いに関する規定の精神を受けているものももちろんあるわけがございますが、質問しないこととしております項目の中には二十七条ではカバーし切れないようなものももちろん含まれておりますし、また、御承知のとおり二十七条は国家公務員法の適用についての差別取り扱い禁止事項でございますから、私どもが仮にある題材を人物試験の質問事項としたとしても、それが可否の決定に左右されないならば極端に言いますと二十七条とは直接関係ないわけがございますけれども、採

用試験を実施するにつきましては、これは毎年実施するものでございますので、受験者一般にそれ自体が合否の判断基準になるのならないのかこれはわかりませんので、そういう不安を抱かしめない措置も必要であろうということで二十七条等の精神を含んでいるということでもございます。

○吉川春子君 公務員の場合、採用された後ですが、扶養手当あるいは通勤手当の支給の必要性とか転勤命令を発する際の判断資料として、家族の収入その他の状況について当然調べなければならぬプライバシーに関する事項があると思いませんか。

これは採用のときはまた違つてこういうことを調べなきゃならないわけですけども、その場合はどういう方法で調査なさるんですか。

○政府委員(森園幸男君) 法令に基づくものとそうでないものがあるわけですが、ただいま御指摘の例えは扶養親族であるかどうかの認定につきましては、人事院規則以下の法令で必要事項を申請するという事になっております。

それから、それ以外に、これは法令で定められている事項ではございませんが、各省庁が部内の人事管理を適正にやうていくために、例えば異動、転勤の参考資料として家族のいゝんな状態のございますとかというようなことを調査するということは一般に行われているというふうに考えております。

○吉川春子君 それは、もちろん本人から直接聞くということですね。

○政府委員(森園幸男君) 身上報告書みたいなものを毎年提出させることもございますし、面談その他で直接聞くということもあろうかと思っております。

○吉川春子君 防衛庁にお伺いいたします。

昭和五十七年四月十九日の衆議院決算委員会における我が党の三浦委員の質問で明らかになったことですが、防衛庁は軍需企業から防衛生産従事労働者については身上調査書を提出させているということですが、そこには本籍、旧本籍、外国人と

つき合う目的、交友関係、二名以上の友人の年齢、職業、交際の理由、程度、その勤務先、さらにはその労働者の加入団体、会、クラブ、連盟、運動等に関係した場合には加入または脱退した理由、加入期間、さらに妻の旧戸籍謄本、親兄弟の生年月日、職業などを書かせているわけですが、防衛庁はどういう必要があつてこういうことを民間企業に行わせているのでしょうか。

○政府委員(日吉章君) ただいまのお尋ねでございますが、防衛庁といたしましては、秘密を含みます装備品等を調達いたします場合には、必要に応じまして秘密の取り扱いに關しまして企業との間で特約条項によりまして一定の秘密保全措置を講ずることとしておりますが、先生ただいまおっしゃられましたように、その企業に従事いたします従業員について身上調査を行うことを指示あるいは要請したりはいたしておりません。

○吉川春子君 こういうことを企業に要請してはいないが企業の方で勝手にやるといふことなんでしょうか、それとも今私が指摘したような事実は全くなかった、ごういうことなんでしょうか。

○政府委員(日吉章君) 企業の方ではその秘密の保全が十全に行われんがために、企業みずからの判断によりましてその従業員に對しましてどのような調査を行うかどうかという問題はまさに企業の問題でございまして、私も防衛庁といたしましては全く関知していないところでございまして。

○吉川春子君 防衛庁といたしましてはこのような詳しい身上調査は必要ない、ごういうことですね。

○政府委員(日吉章君) 私もといたしましては、企業の方で秘密保全に關しまして十全の措置がとられており、その旨私どもに對して明確に責任の所在を明らかにしていただければそれで十分でございまして。

○吉川春子君 そうすると、防衛庁が要請する秘密保全措置の一環として企業はごういうことをやっているとごういうことになるのじゃないですか。これは憲法の十三条、十四条等に定めてある国民

の基本的な人権の保護の具体化である例えは労働基準法第三条の均等待遇の規定にも違反する行為じゃないですか。しかも、企業が勝手にやっているとごういうよりは國の機関である防衛庁がごういうなことを暗に行わされているとすれば、國家公務員法に定められた、今私が指摘しました平等扱いの原則の趣旨をみずから踏みこむものではないですか。

私は、防衛庁は國の機関なんですから、ごういう企業が必要以上に個人のプライバシーあるいはさまざまな身上調査の記入等をやることは防衛庁としてはごういうものは必要ないとはつきりとした態度をとるべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(日吉章君) 重ねての御質問でございしますが、同じことを繰り返すことになつて恐縮でございしますが、私もといたしましては、企業に對しまして秘密の保全に關しまして特約条項によりまして一定の措置を講じていることは事実でございしますが、その特約条項の中には先生ただいま御指摘のようなことはその内容として含まれていないわけではございません。

したがって、私もと契約をいたしました企業が防衛庁から言われております秘密保全の必要性のために企業としてどのような措置を講ずるかという点は私もとは関係のないことと申し上げざるを得ないと思ひております。

○吉川春子君 防衛庁のおっしゃるその秘密保全の必要性というところの中には兵器、武器生産に携わる労働者の思想、信条とか親戚、一族郎党に至るまでの細かい経歴までは必要ない、ごういうふうにおっしゃつたんですね。

○政府委員(日吉章君) 企業側におきまして秘密の保全が確実に担保されるという形で、企業側としてはごういうような措置を講ずるかというの企業側の問題でございまして、私もといたしましては企業側の方で十全の秘密保全の措置が講じられておればそれで十分でございまして。

○吉川春子君 そうすると、その秘密保全のため

に企業が必要と思へばごういう徹底的な詳しい身上調査も必要である、ごういうふうになりますね。

○政府委員(日吉章君) あくまでも企業側の判断であらうと考えております。

○吉川春子君 それはけしからぬと思ひますね。民間企業についてもいろいろ言わなければならぬことはありますが、防衛庁がごういうことになることですよ。

日米両政府が十一月二十九日に自衛隊次期支援戦闘機F-15を共同開発するための枠組みを決めた取り決めに關して報道されております。そして、防衛庁は同開発の担当企業として日本企業を指名した。これはアメリカに對する総額千六百五十億の開発経費の新たな防衛負担であり、武器技術の供与であり、我が党は平和憲法の立場から到底許されなかつておりましたが、この問題については改めて別の機会に取り上げることとしますが、この場合、今回指名された企業の労働者についても右の衆議院決算委員会に指摘された身上調査も今の防衛局長の答弁だと必要になる、ごういうふうにお思ひますけれども、ごういう不当な身上調査の片棒を担ぐようなことは絶対にやめてほしいと私は要求します。

○政府委員(日吉章君) 防衛庁が秘密の物件の製作等を民間企業に委託いたします場合には、当該企業が秘密の保全上支障がないかどうかを確認するために防衛庁といたしましていたしますことは、その受託企業の構成なり保全施設の状態なり物件等の保管状況等について調査をするというものでございまして、したがって、防衛庁といたしましては、先生ただいま御指摘のようなごういう従業員個人のいろいろなことを調査するということもそのようないたしておりませんし、企業に對してはごういふことを要請してはいるわけではございません。

ただ、企業側がみずから秘密保全のために十全の措置をとるとごういふ措置の範囲内においてごういふようなことをいたすかという点は、これは防衛庁と

いたしましては関知しないところであることを重ねて申し上げざるを得ないと思えます。

○吉川春子君 総務庁にお伺いいたしますけれども、たびたび当委員会でも問題になっておりますが、本法案は行政機関の収集する個人情報内容について何ら制限を設けていないわけですね。つまりあらゆる個人情報の収集が可能になる、こういう危険性ははらんでいるというふうに思うわけです。歯どめもいろいろあるんだ、こういうお答えがなされておりますけれども、しかし基本的には行政機関が必要と考えればあらゆる情報を集められるし、そのことをこの法律案で認めているというふうに私は考えるんですけれども、大臣、いかがですか。

○国務大臣(高島修君) 個人情報の収集そのものにつきましては、それは各省庁が行政遂行の過程におきまして収集をされるわけでありまして、それが蓄積されていく過程においてコンピュータ処理されたものを管理するということでありますから、前提となる収集そのものについては決して無制限ではございませんで、それぞれの省庁の設置目的に従って行政遂行上必要と判断したものを適法かつ公正な手段で収集をされなければならぬことは先刻申し出ておりますように当然のことであるというところであります。その結果として収集されたものが電子計算機処理をされファイルになっていく。それが適正に管理をされないということであれば個人の権利利益が守られないということと、その点に着目をして私どもとしてはこの法律を御提案申し上げているところでございますから、前提となる収集そのものには当然行政機関としてあるべき責務というものは課されておるというふうに考えております。

○吉川春子君 個人情報の収集の手段の規制がない。そして、今防衛庁に質問いたしましたように、これは民間企業がおやりになることは自由だという形で逃げておられますが、センシティブ情報についても制限の規制はない。だから、どういふ情報についてもあるいはどんな手段によっても個人

情報の収集が可能になる、こういうふうに指摘せざるを得ないわけなんです。

それで重ねてお伺いいたしますけれども、先ほど同僚委員からも質問がありましたが、本法によつて保護される個人の権利利益は何かについて三つ挙げておられるわけですね。つまり、一つは、自分の情報が行政機関でどのように集積され使われているかを知る権利。二番目に、他人にみだりに自分の知られたくないことを公表されないもの、これを俗にプライバシーと言ふんだというふうに言っておられます。三番目は、誤った個人情報に基づいた行政処分により財産的な損失を受けない、これは財産権であるというふうに説明されておりますが、そういうふうな言っておられる。そして、一については、自分の情報をコントロールする権利というものに含まれているのではないかと答えておられます。

以上の答弁から、この法律によつて保護される権利利益の中には、政府の保有する個人情報のうち電算機処理に係るものと対象は極めて限定されているというふうに言っておられるように理解できるわけですね。

それでお伺いするわけですが、総務庁のこの答弁のまず一つ一つについて伺いますが、私生活をみだりに公開されない権利、これはプライバシー権の伝統的な定義であります。この法案では一度行政機関によつて集められた個人情報を対象にしていきますけれども、その前に、行政機関が電算機処理に係る個人情報収集の際に際してもこういう意味でのプライバシー権を侵害しない保障がまさに必要ではないか、こういうふうに思いますが、その保障についてはこの法案ではどうなっているんでしょうか。

○政府委員(百崎英君) この法律は、行政機関が保有する電算機処理に係る個人情報の保護に関する法律ということでございますので、直接的には電算機処理をする直前の状態である個人情報ファイルというものを基本にこの法律を構成しているわけ

でございます。そのファイルをつくる前提としてのいろいろな情報収集、そういう段階についての規定は設けていないわけでございます。

一般に行政機関が情報、資料等を収集する場合に、これは電算機処理のためとかあるいはこれは手作業のためとかというふうに分けて収集するということふうなことは一般的には行われていないわけでございますし、また仮に手作業のために集めたとしてもそれが蓄積されていく過程でかなり膨大な量になって電算機処理をした方が効率的だというふうなことになるまいとした場合にはそれを電算機に入れたというふうなこともございまして、その電算機処理のために集める段階でその時点で制限するということはなかなか実態上も非常に難しいというところで、ファイル保有の段階で制限をしていく、こういうふうにお考えいただきたいと思えます。

○吉川春子君 個人情報が個人の情報を集めちゃうというところから、ある意味でプライバシーをそつとしておいてほしい権利というのはそこではもう成り立たない、あるいは侵害されているというふうになるかもしれません。

そうしますと、情報を収集する際においてのプライバシーの保護ということはこの法律は考えていないという対象としない、こういうふうな理解してよろしいんですか。

○国務大臣(高島修君) 情報収集に当たっては、まず、行政機関がその行政遂行上必要な限度において行われるべきことは当然のことです。また、かつまた公務員には法令を遵守する義務があり、また職務上知り得た秘密をみだりに漏らしてはならないという責務もあるわけでございますから、そういう行政行為の一環として情報が収集される場合には当然公務員としての責務として課されておるわけですから、この法律はただそうした結果として収集された情報の電算機処理に係る部分について規制をするということをもつて足りるというふうに判断しているわけであり

○吉川春子君 そうすると、重ねて伺いますが、行政機関が情報収集する際には、個人のプライバシーというものは特別にはこの法律は予定していないということですね。

○国務大臣(高島修君) 何回も申し上げますが、収集段階においてはそれぞれの当該機関が個人のプライバシーについては当然配慮をしながら適法かつ公正に情報の収集を行わなければならないというふうに考えております。

○吉川春子君 情報が収集されちゃうということ、やはり個人のプライバシーはその限りにおいては侵害されているわけですから、私は、この権利利益の中にそつとしておいてほしい権利というものを掲げているということはこれだけでは非常に不十分で、まさにこういう自分の情報に対してみずからコントロールする権利を中心に規定しなければ法律の目的は達成されないというふうに思うわけです。

それから、自分の情報が行政機関でどのように集積され使われているかを知る権利というふうに言っておられる点なんですけれども、これが非常に不十分であるということについては前回質問しましたが、ちよつと別の角度から伺います。

本法で認められている個人情報の開示権等が行政機関の責めに帰すべき事由により行使が妨げられた、いわゆる権利利益が侵害されたときの救済方法というのがあるんでしょうか。

○政府委員(百崎英君) ちよつと御質問の趣旨が明確に理解できなかったのでございますが、例えば行政機関が違法な手段等によつて集めた個人情報につきまして、それに基づいて何らかの不当なあるいは違法な行政処分が行われた場合の救済措置という御質問でございますか。

もしそうであるとすれば、現在の行政不服審査法なりあるいは行政事件訴訟法なりで裁判に訴えてでも争える、こういうことになっているわけでございます。

○吉川春子君 じゃ、そつちの方へいきます。不当な行政機関の処分によつて損害を受けた場

合はそのほかの法律で保護されると。

○政府委員(百崎英君) この法律自体でそういった違法な手段等によって収集された個人情報に基づく権利利益の侵害等に対する救済措置というのは、この法律には規定していません。一般的な今の行政事件訴訟法等によって処理されるということになります。

○吉川春子君 それで、開示請求というものが十分に行われない、要求したけれども行われない、そして行政機関の責任がその場合にある、こういう場合に自分の情報を知るためにどういう救済手段に訴えたいんですか。

○政府委員(百崎英君) この法律で、いわゆる開示請求権ということで法律上の権利として個人に一定の権利を認めているわけですが、行政機関が開示請求をしたにもかかわらず正当な理由がなくて開示しなかったという場合には、そのことをもってそれが一つの行政処分であるというふうな考えで行政事件訴訟法あるいは行政不服審査法、そういった法律によって直接当該機関にあるいは裁判所に訴える、こういうことになるかと思えます。

○吉川春子君 そうしますと、この法律によって保護される権利利益というのは、この法律によって救済されるのではなくて別の裁判とかそういうことによつて救済されるということですか、この法律というのはそういう意味では救済手段を持たないんですか。

○政府委員(百崎英君) おっしゃるとおりでございます。

○吉川春子君 そうすると、守られるべき個人の権利利益の救済手段を持たない法律というのは、ある意味では欠陥というか非常に不十分ではないかと思うんですけれども、その点については総務庁としてはどういうふうにお考えなんでしょうか。

○政府委員(百崎英君) この法律は、いわゆる電算処理に関する手続を規定しているような法律でございますので、この法律の規定に違反していろいろ

るな不当な処分あるいは違法な処分が行われたという場合にはこれは一般的な行政救済制度による、こういうことでございまして、一般的な行政作用等につきましては通常はそういう形で普通のいわゆる行政救済制度というものによつて国民の権利利益が救済されるというふうにお考えいただきたいと思えます。

○吉川春子君 そういうことは今までの法体系の中でも十分可能だったわけですね。

○政府委員(百崎英君) 実はこういう法律がございまして行政事件不服審査法にしろあるいは行政事件訴訟法にしろ訴えの前提になる行政処分というものがなければいけませんので、ここでは開示請求権という国民が自分の情報を開示することを法律上請求できる権利をここで設定したわけでございます。その権利の行使が侵害されるというのに対して訴えをするその訴えの制度というの一般的な行政救済制度による、そういうこととでございますのでこの法律で開示請求という権利を認めたことに意味があるというふうに御理解いただきたいと思います。

○吉川春子君 今図らずもおっしゃいましたように、この法律は電算処理の手続を規定しているものなんです。だから、別に個人の情報の保護を実効あるように決めていくものではないわけですね。そういう意味で行政機関の長に対する罰則の規定が全くない、こういうことにもなっているわけですね。

○政府委員(百崎英君) おっしゃるとおりでございます。この問題は引き続き質問したいと思いますけれども、そういう点で保護されるべき個人の権利利益がこの法律によつては救済されない、こういうことをいいますか非常に不十分な法律である、そのことを指摘してきようは終わりたいと思えます。

○委員(大城眞順君) 速記をとめてください。

(正午速記中止)

(午後零時十二分速記開始)

○委員(大城眞順君) 速記を起こしてください。

い。

質疑を続けます。

○柳澤謙造君 冒頭に、委員長以下大臣の皆さん方にもお呼びを申し上げたいと思えます。

今、税務委の方でもつてきようは証人喚問をやつて、ちやうどこの時間に私が質問にぶつかったもので、それから、朝の理事会でもお許しをいただいたんですが、お待たせをしたことを深くおわびをいたします。

早速入らせていただくんですが、第一にお聞きしたいのは、この法律は国民個人の情報を行政機関が扱う場合に個人のプライバシーを保護するんだ、国民を安心させるんだというのがこの立法化だと思ふんです。とするならば、この資料の管理をどうするんですか。よほどきちんとしてこの管理をしない、だれでもが見られるような状態に置いておくということは、これはよろしくないと思ふんですけれども、その辺どうお考えになつていらっしゃるか。

アメリカなんかの場合にはかなりシビアにしておるし、大統領ですらも見られないような状態に重要なものはなつておるわけなんです、その辺の管理の問題についてまずお聞きをしておきたいんです。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げます。

行政機関の保有します個人情報または文書にしましては、従前から事務次官会議等で決められましたデータ保護管理準則というのを昭和五十一年に定めておるわけでございます。例えば、データ保護管理者を定めるとかデータの管理についていろいろなガイドラインを定めるとかデータの運営についての管理の個々の具体的な指針を定めるとか電子計算機室及び磁気ファイル等の保管施設の管理及び保安、そういうようなことにつきましていろいろと詳細に定めておるわけでございます。それから、それらに基づきまして各省庁において適切な管理に努めてきておるわけでございまして、それから、本法におきまして、先生のおつ

しやいました点につきましては、第五条で個人情報の安全の確保、正確性の確保、そういう規定を定めておまして、個人情報保有している行政機関の安全、正確性の確保義務を規定したところでございまして。

私どもは、もし仮にこの法律が認められまして施行されるということになりますときには、その前に安全、正確性確保のためのガイドラインというものを定めまして個人情報のきちんとした管理を徹底するように努めてまいりたい、こんなふうに考えておるところでございます。

それから、アメリカでは大統領ですら文書に対するアクセスというのはシビアに定められていて、こういう御意見でございましたが、本法で初めて開示請求権というものを定めるわけでございますが、この開示請求権に基づいて個人情報を見ることが出来るのは本人だけでございまして、例えば本人の奥様でも見ることができないというふうなことで非常に厳しく我々は規定しているわけでございます。

以上でございます。

○柳澤謙造君 その辺は後でまた触れたいと思うけれども、そういうふうな国民に不安を与えないようにきちんと扱つてもらえるのかどうか。

そういう意味でもって第一条のところを見てほしいんだけれども、この後段のところは「行政の適正かつ円滑な運営を図つて、個人の権利利益を保護することを目的とする。」というふうなこの法の条文は書いてある。個人の権利を保護することよりも行政が優先をされている。言葉のあやだと言つてしまえばそれまでです。しかし、法を書くときに行政を先に書いておるところにも私はそういうものを感じるわけです。

それで、個人情報として何と何を集めるのか。各省庁から情報の種類や収集の方法については総務庁の方に報告が来て、全部それを把握されると思うんです。総務庁はその内容を国民にわかるように一般に公示をして知らせる必要があるんですけれども、この条文をずっと読んでいくと第八条

のところで「官報で公示する」となっている。官報を読む国民が一般国民の中でのくらしいおられますか。ほとんど官報なんか読みやせぬですよ。官報を読むのはお役人さんぐらいのもので、お役人しか読まぬような官報に載つたつて国民が見るわけはないんであつて、それで一般国民に公示したというふうなことが言えるんですか。その辺をもうちょっとやっぱり知恵出して考えてくれなきや困るんだが、どうなんですか。

○政府委員(重富吉之助君) 恐れ入ります。

法律の第七条で「個人情報ファイル簿の作成及び閲覧」ということを書いてありますが、ちよつと読み上げてみますと「保有機関の長は、政令で定めるところにより、当該保有機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ同条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項を記載した帳簿を作成し、一般の閲覧に供しなればならない。」今第一号から第十号までと申し上げましたけれども、それは、保有目的とかどういふ項目が入つていとかどういふ範囲の個人情報記録されているか、そういうことを記録したものでございますが、そういうものの帳簿をつくつて各行政機関の窓口で閲覧しなければならぬ。そしてまた、それを総務庁に連絡して、総務庁は年に一回官報に公示してやるといふ二重の形で国民に知らせることにしておるわけでございます。

○柳澤錬造君 そうやつて調子のいいことを言つておられるけれども、だつたらこの十四条のところの、いわゆるこれはプライバシー保護法でございます。国民のための法なんですからね。行政機関に便宜供与するためにこの法をつくるわけじゃないわけですよ。

だつたら、個人情報について本人から、さつきも言ったように人のやつはいけない、私のこれを見せてくれと言われたらちゃんと開示して、それを見てこうしかじかですと。それを、この十四条では、それは場合にはれば制限をしたり見せないこともある。

何でそんなことをするんですか。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げます。

この第十四条で不開示というものを書いてありますが、この条文はお読みいただくと御理解いただけると思いますが、「保有機関の長は、開示請求に係る処理情報について開示をすることにより、次の各号のいずれかに該当することとなつたと認められる場合には、当該処理情報の全部又は一部について開示をしないことができる。」ということでございます。いまして、開示をしないことにつきまして行政不服審査法とか行政事件訴訟法とかそういうもので国民の側から争われたときにはきちつとその開示しない理由を説明できねばならないような規定にしているわけでございます。要するに、筆証の責任が行政機関側にあるという規定にしておりますので、めつたやたらとここに列挙されている事項についても不開示ということにはしないというふうに考えております。

○柳澤錬造君 それで答弁……

冒頭に私が言ったように、個人情報ですからね、プライバシーを守つてあげましようという法律をつくるんだから、そういう点からいけばむやみやたらにだれでもが、特に私が心配しているのは、これを管理している関係のお役人さんたちよ、見るんだから。見て、そうしてべらべらとあの人はどうだあだどうだということをしゃべられることはそれは人権侵害に当たるから、本当にそれはきちんとしてくださいよ。しかし、本人が私のこれについて見せてくださいよと言つたら見せればいいじゃないですか。何でそれが見せられないこともあるんですよ。何でそれが、それが例えば重大な犯罪か何かがあつて今裁判所に係つていて、何かそういうふうなものに關係してきたときはこれはまた別ですが、この法律のここに書いてあることはそうでないわけですよ。今は法律ができるから一生懸命低姿勢で言つてはあかぬ、いよいよでさう上つたら、それはあかぬ、だめですといつてしよつちゅう不開示

を発動するんじゃないの。だから、開示する、お見せするのが原則、万が一の事があつたときにはそういうこともあるんですよ、その辺をもう一回きちんと言えておいてくださいよ。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げます。

先生が十四条でおっしゃいましたので十四条の解説をして大変失礼をいたしました。

十三条の規定で「何人も、保有機関の長に対し、自己を処理情報の本人とする処理情報について、書面により、その開示を請求することができる。」ということと原則開示ということになつておるわけでございます。法律の規定はそうなつております。ただ、十四条では不開示することができるとする例を原則の例外として書いてあるということでございます。いまして、全く先生がおっしゃる先生の御意見のとおり、開示することを原則としております。

○柳澤錬造君 それはちゃんと議事録にきちんと残しておいてよ。

そのほかの人がでなくて本人だからね。本人にはそれはお見せするというのが原則、よほどのことがそこにあれば、犯罪だとか何かに關係したと言えれば別だけれども。ですから、そういう意味に立てば、私はこの条文なんか要らぬじやないか。それから次に、十七条に關係してくるんだけれども、いわゆる誤つた情報だとか違法収集の情報などについて訂正の請求権というものはあるんだけれども、これは制限はするんですか、しないんですか。誤つた情報なんというものは、これは申し出があつたら速やかに訂正するのが原則であつて、その辺のところもこれはごちゃごちゃと余分なことを書いてあるようなところがあつて、本人から申し出があつたらもうすぐそれは訂正しますと。その判断もあつてもないんですからね。本人の申し出によつてそれは訂正するんです。

そういうことをきちんとしておいてもらわなければ国民が安心できないので、そこはかがです

か。

○政府委員(百崎英君) この法律では、今先生がおっしゃいましたように、十七条の一項でそういった訂正の申し出があつたときには遅滞なく調査を行つて、その結果を書面で通知する、こういう仕組みになつております。したがしまして、いつまでもそれを放置しておくというふうなことはこの規定で禁止されているわけでございます。

なお、その訂正の申し出をした者がさらに通知の内容に不服がある場合には再調査の申し出をすることができ、こういう仕組みをとつておるわけでございます。

○柳澤錬造君 訂正の申し出があつたならば必ず、それは間違つていたんですから訂正をいたしますと。遅滞なくとか、遅滞なくとはいはいいけれども、調査を行い、それで文書をもつてなんでも法律ですから、いろいろ後でもって問題を起しちゃいかぬから皆さん方はそういう点を慎重にしてあつた文法をおつくりなんだけれども、えてしてお役人さんたちというのは自分たちの都合ばかり考へて、それで自分たちのぐあいがいいようにだけにしてこうやつて法をつくるからね。そして、これは国民のためのプライバシー保護法ですなんて言つたつて、大体ならさつきも言つたとおり国民に知らせなきやいけない、それは官報です。さつきから言つて官報なんて一般国民はだれも見やせぬのです。だからその辺も、法は法でやつておつても、どうやつて一般国民に知らせるかというところはもう少し考へていただきたいと思うんですよ。

それから同時に、この機会にお聞きしておきたいことは、国民のためのサービスというものを素早く手厚く行うことができるようにしなくちゃいけないと思うので言いたいのは、運転免許証なんかもう即日交付にするようにするんだとか書いてあるけれども、その運転免許証とか住民登録だとかあるいは健康保険証とかをなくしましたと言つてくる。そういうものを、本人でない偽名

を使って申請を出して、受け取っていく、そしてそれを悪用するというところで、これは皆さん方のところだつてかなりあると思うし、御存じだと思ふんです。そういうときはこれはだれが責任を負うんですか、皆さん方が責任をとってくれるんですか。

その辺について今度はいろいろサービスしなくちゃいけない、サービスはしてあげます、あげますけれどもそういう今のようないろいろの便宜を図つてやつたのを逆に今度は悪用されるということも同時に防がなきゃいけないんだけれども、その辺をどうお考えですか。

○国務大臣(高島修君) 日本においては身分証明制度というものが余り徹底しておりませんで、欧米各国においてはもう本人が身分証明書を持つてゐるということが常識のようになっておるわけでありまして、本人確認の手段として身分証明書などは日本にはありませんから使えないわけでありまして、本人確認ということについてはこれは十分嚴重にやらなければならぬと思ひますので、そうした点については今後法令等におきましてきちつとした本人確認をするように徹底する方法を考えていきたいというふうに考えておりますし、他人が本人になりすまして当該本人の情報を不正に取得をするというようなことがあつてはなりません、仮にあつた場合にはこれに対しては過料を科すとかそういうふうなことを一応規定しておるところであります。

○柳澤錬造君 これは、大臣、本当にプライバシー保護と同じくらいに、現実にも私もここでもつて何度もやつたり法務委員会でも言つてなにしたですけれども、区役所あたりへ行つて健康保険証をなくしましたから再交付してくださいと言つたら簡単にほんとくれて、それでばつぱつぱつといつて何千万円からのサラ金を借りてしまふ。その名前を悪用された人がひどい目に遭ふ。運転免許証でもそうでしょう。今、これは本当に本人であるかないかなんてそんなことは言つていない。偽名でもつて取つて、それですぐ車を乗り回して

事故を起こす。ですから、その辺についてよほど慎重に配慮をしてやつていただきたいと思ふんです。

それから次に、二十三条のところで「保有機関の長は、政令で定めるところにより、第九条云々、こういふことかと言つて「権限又は事務を当該保有機関の職員に委任することができ」と。最初、いわゆる個人のプライバシー、そういうものの管理をよほどきちんとしてくださうと言つたのにも関係するんだけれども、その辺について今度は逆にそうやつて末端のところへ権限をおろしてしまふ。そういうことでもつて事故が起きるようなことはないのかどうなのか。

そうするならば、今も言つたように、事故が起きたときにその上司なりだれだれが責任をとるのか、何かしておいてもらふねと国民は安心できないんですが、その辺はどうお考えですか。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げます。本条を規定いたしました理由というのは、保有機関の中で個人情報ファイルを実際上管理しております出先の長とか部局の長に開示とか訂正等に関する判断をゆだねることにによりまして行政運営の効率性を維持するとともに迅速に事務を処理するという目的のために、政令で委任することができるといふ規定を設けたわけでございます。ただし、本条に基づきまして権限を委任した場合におきましても、保有機関の長は当然に出先機関の長等に対しまして上級官庁としまして受任事務の処理につきましても必要に応じて指導監督することができるとは当然でございます。例えて申しますと、先ほど御質問ございました十四条にございまして、不開示決定を出先機関の長が行つた場合に、これについて不服があるという者は当然に上級官庁たる行政機関の長に対して審査請求を行うことがございますし、それからまた十七条で、先ほど御質問ございました訂正の申し出について、調査結果に基づきまして通知を受けてその通知の内容に不満がある場合は再度十七条の二項で「再調

査の申出をすることができ」といふことになっておりますが、この「再調査の申出」というのは保有機関の長に対してでございます。出先機関の長にはゆだねておりません。この委任事務の中には入れてないわけでございます。

そういうことで私どもとしては、保有機関の長が絶えず指導監督できますし、一番肝心なことについては権限を保有しておりますので先生の御心配の国民の権利利益というものの確保というものは十分行えるのではないかと、こんなふうにお考えしております。

○柳澤錬造君 これはぜひきちんとしてください。そして、いみじくも今言つた中で、訂正のなにかがあつたときに不満があれば再訂正の申し出ができるようにしてあります。ミスがあつてこれは間違つていますから訂正してくださいと言つて申し出るんだから、それがまたさらに再訂正の申し出をしなくちゃならぬようなことが起きちゃいかぬわけですね。あなたの給料は幾らにすると申して、それで給料が低いから、こんな低い給料じゃ困ります、もつと上げてくださう、そういうのだったら再提出だつてあるけれども、これはもうじやなくて、言うならばファイルに入つてゐるのが間違つてゐるから、私のあれはこういふしかかですと言つたらそれは直してあげなくちゃいけないのだから、そんな再提出なんというところの起きないようにこれはしていただきたいと思ふんです。

最後に、もう時間もありませんけれども、大臣の方にぜひお答えをというか、この前の委員会でも申し上げたけれども、ともかくこれを見てもみると個人情報十二億三千八百六十五万件と大変な数で、これがまたどんどんふえていくと思ふんです。それで、この間の委員会でも私申し上げましたときに大臣からは、この法律について改めるべきものは修正なり是正なりしたいと考えておりますという御答弁をちゃんといただきました。

私が申し上げたいのは、この前も言つたように、これは初めてつくるときから、そして皆さん方が万漏なきようにして国民のプライバシーを守ろうとしてこういふふうにおつくりになつた。つくつたものの、やつてみたらいふところからいふところまで出てくると思ふ。そういう点からいふならば、どうしてもやつぱり三年ないし五年、三年でなんだったならそれは五年でもいいですから、五年後なら五年後にもう一回検討して不備な点については直しますといつて、その点をきちんと法案の中に入れておいていただきたい。

そうでないと安心できませんし、その点だけは、大臣、お約束をし、お守りをいただき、実行していただきたいと思ふんですが、いかがですか。

○国務大臣(高島修君) ただいま委員御指摘のやうに、この法律は我が国では御決定をいただきました。したがつて、実施した上でこういう点に不備があるというやうな御指摘が出てくる可能性はあり得ると思ひます。それから、電算処理の技術というものもはもう大変な日進月歩でございますので、現在予測してないやうな電算処理の発展というものもあり得ると思ひます。諸外国でもそういうことを踏まえて修正、是正等行つておる例も数多く見えてゐるところであります。

私どももいたしましては、OECDの理事会勧告でありますとか今日まで十年余にわたります検討結果等を踏まえまして各省庁と折衝の結果、一応きりぎりすのところでこの法案をまとめさせていただきます。ただいたという経緯がございますので、お出しをします現段階においては許される最善のものを出したつもりであります。今後そうした情勢の推移を踏まえて適時適切に再検討をし、あるいは改正案を御提案をすべきときにはちやうどやうなく御提案をするようにさせていただきます。見直し規定につきましては、従来の立法例などによりまして、何と申しましようか、大体こうした法律につ

きまして最初から見直し規定を入れておるとい
例は極めて限られておるようでありますので、私
どももいたしましては、今日このような形でお決
めをいただいて、今回の国会の御審議等の経緯を
踏まえて十分そうした御意見を尊重して対処をさ
せていただきたいというふうに考えているところ
でございます。

○柳澤錬造君　もう時間がないから……。

ただ、大臣、外国なんかでは初めから十年なら
十年だとか五年なら五年だとか決めて、その時
が来たときにはもう一回チェックして見直すとい
うふうな制度というものは、流行と言ってはなん
だけれどもかなり行われておるので、その辺は日
本がおくれているんですから、私が申し上げた趣
旨はよくお考えをいただいて、そういう方向で
もって進めるようにしていただきたいことを希望
申し上げます。

○委員長（大城眞順君）　両案に対する本日の審査
はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後零時四十分散会

昭和六十三年十二月十四日印刷

昭和六十三年十二月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局